

(電子メール施行)
デ 第 2 1 8 0 号
令和 5 年 12 月 11 日

議会事務局総務課長
各部局総務担当課長
出納局会計課長
企業庁総務課長
病院局企画課長
教育委員会事務局総務課長
各行政委員会総務担当課長
各県民局・県民センター総務担当室長

様

企画部デジタル改革課システム企画官

短縮 URL サービスで不正サイトに誘導される事案について（注意喚起）

短縮 URL サービス（※）については、平成 25 年 10 月 21 日付け情第 2615 号で「原則使用しない」との国の指針に基づく適切な運用を依頼していたところですが、このたび、複数のホームページにおいて、正規の QR コードから不正サイトに誘導される事案が発生したことを受け、地方公共団体情報システム機構から別添のとおり注意喚起がありました。

つきましては、下記のとおり通知しますので、短縮 URL サービスの取扱いについて、引き続き適切な管理を講じていただきますよう、貴部局内の各所属及び所管の公社等関連団体への周知徹底をお願いします。

※長い URL を手入力させる手間を省くために、URL を短くできるサービス

記

1 短縮 URL の悪用事例

正規の QR コードに短縮 URL を利用し、本来の長い URL へリダイレクトする際に挿入される広告に不正サイトが含まれていた、短縮 URL サービスがサービス停止後に、第三者が取得し、本来の意図とは異なるサイト（資金調達、無担保融資、オンラインカジノ等の情報サイト）に誘導された、など

<不正サイトへの誘導の報道等があった短縮 URL サービス>

「u0u1.net」、「urx.ru」、「urx2.nu」、「onl.la」、「onl.bz」、「onl.sc」、「onl.tw」

※ 上記のうち「onl.bz」については、まもなく利用できなくなることがアナウンスされており、第三者が当該短縮 URL を取得し、不正サイトに転送される可能性があるため、特に注意が必要

2 短縮 URL の使用に関する留意事項

(1) 新規に作成する場合

短縮 URL サービスは、利用するソーシャルメディアサービスが自動的に URL を短縮する機能を持つ場合等、その使用が避けられない場合を除き、原則使用しないこと。

やむを得ず使用する場合は、3に記載する短縮 URL サービスを使用すること。

(2) 現在使用中の場合

公開サイト内において、1に記載する短縮 URL サービスのドメインを検索（「4 確認方法」参照）し、これらの短縮 URL を含むページ又は PDF ファイル等を確認の上、短縮 URL を削除して転送先 URL を掲載すること又は3に記載する他の短縮 URL サービスに移行することを検討すること。

また、使用している短縮 URL サービスにおいて、無効化やリンクの削除など可能な限り対策を実施すること。

(3) 既に使用が終了している場合

速やかに、公開サイトから短縮 URL (QR コード含む) が記載されたページ及び PDF ファイル等を削除すること。また、使用している短縮 URL サービスにおいて、無効化やリンクの削除など可能な限り対策を実施すること。

3 地方公共団体情報システム機構から移行先として紹介されている他の短縮 URL サービス

- bitly.com (2019年にGoogleに買収され、信頼できる運用元と言われている)
- tinyurl.com (長年にわたり運営され、利用者からの評価も高いと言われている)

4 短縮 URL 使用の確認方法

公開サイトにおいて、サイト内検索の機能がない場合や、他のサブドメインで複数のサイトを運営されている場合は、Google 検索において、site:オプションを利用して検索を行ってください。

site:web.pref.hyogo.lg.jp u0u1.net

site:web.pref.hyogo.lg.jp urx.nu

site:web.pref.hyogo.lg.jp urx2.nu

site:web.pref.hyogo.lg.jp onl.la

site:web.pref.hyogo.lg.jp onl.bz

site:web.pref.hyogo.lg.jp onl.sc

site:web.pref.hyogo.lg.jp onl.tw

※上記、web.pref.hyogo.lg.jp を利用しているドメイン名に書き換えて検索してください。

4 参考

- (1) 「短縮 URL サービスの終了後、第三者が不審なサイトを稼働しているケースについて」（令和5年11月22日付け地方公共団体情報システム機構メール通知）
- (2) 「複数団体のホームページに、終了予定の短縮 URL サービスのリンクが掲載されている件について」（令和5年11月27日付け地方公共団体情報システム機構メール通知）
- (3) 「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」の運用について（依頼）」（平成25年10月21日情第2615号通知）

担当:企画部デジタル改革課 清(078-362-3051)
(本庁内線 2280)

sysad@pref.hyogo.lg.jp